

各都道府県の中小企業振興条例の概要

1. 条例を制定している都道府県 46 県

条例数 48 (埼玉県、奈良県は中小企業と小規模企業を個別に作成)

2. 条例の規模

本則の条文数：8条～31条 (平均15.8)

3. 条例の種類

(1) 条例の目的

- ・中小企業、小規模企業の振興 43 県 (45 条例)
 うち、中小企業 23 県、小規模企業 3 県、中小・小規模 17 県 (埼玉、奈良含む)
 - ・産業の振興 (※) 3 県 (茨城、鳥取、山口)
- (※条例の目的として中小企業が前面に出ているわけではないが、産業全体の振興には中小企業等の振興が当然含まれている。)

(2) 施策の規定

- ・基本施策 (施策の基本方針) についてのみ規定 27 県
- ・具体的な施策について個別の条文に規定 19 県

(3) 実行を担保する規定の有無

①計画等の策定 20 県

うち、議会の議決を要するもの 2 県

審議会等の意見を聴くもの 6 県

(審議会について振興条例の中で規定しているのは滋賀県のみ、後は別条例)

なお、多くは中小企業や関係団体の意見を聴くこととしている。

②施策の実施状況の報告、公表等 21 県

③財政上の措置 42 県

		計画等策定の有無	
		有り (20 県)	無し (26 県)
施策の 規定	基本のみ (27 県)	8 県	19 県
	個別あり (19 県)	12 県	7 県

(3) 施行規則の有無

施行規則を制定している県 4 県

条例の構成

(注) 各県で、章立てや条文の順番は様々なので、大まかに分類したもの。

○条例の目的、基本理念等についての規定

- ・ 条例の目的 (46 県)
- ・ 用語の定義 (45 県) 京都なし
- ・ 基本理念 (44 県) 京都、大阪なし

○関係者の役割等についての規定

- ・ 都道府県の責務 (44 県) 京都、熊本なし
- ・ 中小企業の自助努力 (45 県) 京都なし
- ・ 中小企業支援(関係)団体の役割 (40 県)
- ・ 金融機関の役割 (23 県)
- ・ 大学等(高等教育機関、試験研究機関)の役割 (25 県)
- ・ 県民の理解と協力 (40 県)
- ・ 県と市町村の連携・協力 (32 県) ※

〔 ※独立した条文があるのは5県、多くは「県の責務」の中に市町村等との連携について記載がある。これとは別に8県が「市町村の役割」を規定している。 〕
上記以外に、大企業(29 県)、学校等(8 県)、県議会(2 県)、労働団体(2 県)の役割について規定している団体もある。

○中小企業の振興施策

- ・ 施策の基本方針を規定 (32 県) うち個別規定なし27 県
- ・ 施策について個別に規定 (19 県)

個別の具体策以外に、小規模企業者への配慮、県の受注機会の確保、関係機関の連携、市町村への協力等について規定している県も多い。

○施策の推進の措置等

- ・ 計画等の策定 (20 県)
- ・ 実施状況の報告、公表 (21 県)
- ・ 財政上の措置 (42 県)

上記以外に、施策等の検証(3)、調査・研究(6)、中小企業者等の意見の反映(15)等について規定している団体もある。